

粗大ごみ戸別収集の実施について

各家庭から出る粗大ごみを事前に電話等で申し込みいただき、収集日等を決め、市が有料で自宅前等までお伺いして収集する排出方法。

① 実施時期等

- ・戸別収集は、令和5年10月2日から開始する。
- ・予約受付は、令和5年9月1日から開始する。

② 収集日

- ・月曜日から金曜日まで（祝日を含む。）なお、年末年始は除く。
- ・収集作業を円滑に行うため、市内を北部と南部に分けて収集する。
北部：奇数日（足近・小熊・新生・正木・福寿）
南部：偶数日（竹鼻・江吉良・舟橋・堀津・上中・下中・桑原）

③ 戸別収集にかかる手数料

- ・戸別収集にかかる手数料は、処分手数料と収集運搬手数料の合計額。
- ・収集運搬手数料額
⇒3点までは1,200円、4点は1,600円、5点は2,000円。

④ 申込手順

- ・申し込む粗大ごみを確認する。
⇒1回の収集で出せる品数は5点まで。事前に何を出すか決める。
⇒処分手数料が800円のものは、5点の中で1点のみ。
- ・電話またはインターネットで申し込む。
- ・必要事項を伝える。
⇒住所、氏名、希望日、品目、数量、大きさ、搬出場所等。
- ・市指定の取扱店で粗大ごみ処理券を購入して品物に貼る。
- ・粗大ごみを出す。（立会いの必要はなし。）
⇒収集日当日の午前8時までに、予約時の指定場所に出す。

⑤ その他注意事項等

- ・戸別収集は、1世帯1か月に1回の利用とする。
- ・お申し込みは、収集希望日の1週間前までとする。
- ・自宅の中から外への搬出は行わない。
- ・粗大ごみ処理券の不足や予約されていないものは収集しない。
- ・コンクリート製品は収集しない。
- ・事業所から出る粗大ごみは収集しない。
- ・市ホームページ、広報紙8月号、9月号折込等にて周知する。